

千葉県立船橋芝山高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関わる基本的な考え方

(1) 理念

いじめは生徒の人権にかかわる重大な問題であり、その生徒の心に深い傷を残すとともに生徒の健全な成長に大きな影響を及ぼすものである。全教職員が、いじめを行うこと、その行為を傍観することも絶対に許されることではないとの考えのもと、どんな些細なことでも親身になって相談に応じる姿勢を持って臨むとしている。生徒一人ひとり多様な個性を持つ存在として尊重し、安心安全な学校づくりを保護者・地域・関係機関と連携を図りながら進めていく。

(2) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、その生徒と一定の人間関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 組織体制

本校はいじめ防止及びいじめの早期発見、迅速かつ適切な対処をするために校内組織「いじめ防止対策委員会」を設ける。

(1) 全構成員

校長、教頭、生徒指導部長、各学年主任、道徳推進教師、養護教諭とする。事案に応じて、校長が委嘱する。

(2) 任期

委員の任期は、一年とする。

①委員会

②委員会の会議は、校長が招集し、教頭が議長となる。

③対策部会

(ア) 委員会に教頭、生徒指導部長、学年主任等を中心とする対策部会を設置する。

(イ) 教頭は、会務を総括し、対策部会を代表する。

(3) 重大事態の場合

県教委と連携して、必要に応じてスクールカウンセラー及びスーパーバイザーを要請する。

(4) 発見時の連絡体制

いじめもしくはいじめの可能性がある場合は次のとおり連絡する。なお、緊急時は、臨機応変に対応する場合がある。

◆発見者→担任→学年主任→生徒指導部長→教頭→校長

《重大事態の場合》

◆校長→学校安全保健課→教育長→知事へ報告

→指導課（二報以後の対応）

3 組織の役割

- (1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認を行う。
- (2) 教職員の共通理解と意識啓発を行う。
- (3) 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行う。
- (4) 個別面談や相談窓口の集約を行う。
- (5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口を行う。
- (6) 発見されたいじめ事案への対応を行う。

4 いじめの防止(未然防止のための取組等)

- (1) すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを校長の下、学校全教職員の共通理解を図り進める。
- (2) 生徒のささいな兆候、変化、サインを見逃さないように、ホームルーム、授業、休み時間、部活動等で全教職員が生徒観察に努め、気づいた情報を確実に共有すること。また、情報に基づき、速やかに対応するため、全教職員が情報の共有と研修会を推進する。
- (3) 一人ひとりの生徒への対応を基本とした「全員がわかりやすい」授業を心がけ、生徒に自己有用感、充実感を味わわせ、いじめを含めた問題行動を未然に防ぐように注意を払う。また、教職員の不適切な発言がいじめ等の問題行動を誘発することを十分に理解し指導にあたる。
- (4) 豊かな心を育むため(道徳教育・キャリア教育等)に友人関係、集団づくり、社会性の育成を推進する取組をすすめる。
- (5) 生徒の生活を把握するためのアンケートや個人面談を行う。また、相談窓口(いじめ防止対策委員会)を保護者だよりやHPにより周知を図る。

5 早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等)

普段から生徒の状況(生徒の表情や生徒間のからかい等)に目を配り、生徒の些細な変化を見逃さないように心がける。

- (1) アンケート調査を実施し、いじめ等の早期発見に努める。
《留意点》
 - ① 年1回とし、1月に実施する。
 - ② 情報がない生徒も何かしらの記入をさせるような配慮をする。
 - ③ インターネット等によるいじめを調査する項目も入れる。
- (2) 家庭と学校が連携して生徒を見守るという体制を作る。保護者面談等をとおして、いじめ防止に対する学校の方針等を保護者に理解してもらうとともに、家庭と学校が平素から連絡を密にして、家庭で気になる兆候があった時は、速やかに学校に連絡をする。
- (3) 地域とのよりよい関係づくりに心がける。ミニ集会や開かれた学校づくり委員会、その他の地域交流を通して、地域で生徒を見守る体制作りをするとともに、情報の収集に努める。

- (4) 教育相談窓口を生徒、保護者に保護者だよりやホームページにより周知を図るとともに、相談しやすい人間関係、環境づくりに心がける。
- (5) 主な相談機関については次のとおりとする。

【学 校】

千葉県立船橋芝山高等学校	047-463-5331 (代)
--------------	------------------

【その他、関係機関】

千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446 (24時間受付)
24時間いじめ相談ダイヤル (文部科学省)	0570-0-78310 (24時間受付)
子どもの人権110番 (法務省)	0120-007-110 (月～金 8:30～17:15)
千葉県警察少年センター (ヤングテレフォン)	0120-783-497
千葉県市川児童相談所	047-370-5286
船橋市総合教育センター	047-422-7734 (月～金 9:00～17:00)
船橋東警察署生活安全課	047-467-0110 (代)
一般財団法人日本いのちの電話連盟	0120-783-556

6 「いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対処)

いじめの兆候を発見した場合は、些細なことでも軽視することなく早期に対応することが大切である。発見した教員は一人で抱え込むのではなく適切に関係職員(いじめ防止対策委員等)に相談し、組織的に対応する。

- (1) いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- (2) 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係を把握する。
- ①当事者双方、周りの生徒から聞き取り記録する。プライバシーを確保できる場所で行う。
 - ②被害者からの聞き取りについては、人権を守ることを最優先し心のケアなど必要な対応をする。
 - ③加害生徒については先入観と予断をもって臨まないように注意する(暴言や威嚇の禁止)。複数に及ぶ場合は、個々に聞き取りを行い、整合性を確認する。
 - ④周りの生徒からの聞き取りは、不利益が生じないように配慮し、全体像を把握する。
 - ⑤関係職員と情報を共有する。

- (3) 今後の指導体制・方針を決定する。
- ①関係生徒ならびに学校全体・学年・クラスに対しての指導内容を明確にする。
 - ②対応する教職員の役割分担を行う。
 - ③全教職員と情報を共有する。
 - ④県教委、関係機関との連携を図る。(重大事態の場合)
- (4) 被害生徒への支援、加害生徒への指導など問題の解消を図る。
- ①被害生徒の保護を継続し、心配や不安を取り除くなど心のケアをする。
 - ②加害生徒には、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分行う中で、人権意識を持たせ、反省を促す。本校の特別指導の規定に基づいて指導を行う。場合によっては関係機関(警察等)に相談する。
 - ③「傍観者」や「観衆」となっていた生徒は、いじめを肯定していたとみなされる行為であることを理解させ、責任の重大性について指導する。
 - ④被害生徒の保護者には速やかに連絡を取る。必要に応じて、直接会って経緯と今後の具体的な対策を説明する。学校として知り得た情報は、正確に伝え、誠意をもって対応する。
 - ⑤加害生徒の保護者には、経緯と対策を説明し、今後、家庭と学校が連携方法を話し合う。複数の家庭になる場合は、家庭間に温度差が生まれないように注意する。
- (5) 問題再発を防ぐ教育活動の推進を図る。
- ①継続的に支援や指導を行う。
 - ②教育相談係や場合によってはカウンセラー等の支援を求め、心のケアを図る。
 - ③心の教育、人権教育の充実を図る。

7 重大事態への対応

《重大事態とは》(いじめ防止対策推進法28条)

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

《校内としての対応》

重大事態が発生した場合は、速やかにいじめ防止対策委員会の招集を行い、以下の対応をする。

- (1) 「6 いじめに対する措置」で示した流れに沿って事情聴取を行う。県教委への一報を速やかに行い、助言をもらう。
※重大事態は、校長→学校安全保健課→教育長→知事へ報告
→指導課(二報以後の対応)
- (2) 全体像を把握するためにアンケートを実施する。その際、無記名アンケートとし、情報を持たない生徒も何らかの記入をするなど情報提供者への配慮を行う。
- (3) いじめ防止対策委員会は、重大事態に合わせたメンバーを招集するが、さらに専門家の必要が生じた場合は、委員として依頼することも考慮する。
- (4) 警察への情報提供は適宜行い、県教委との連携を行う。

(5) 保護者会やマスコミ対応も視野に入れ、準備をする。

- マスコミ対応：①誠実な対応 ②確実な情報のみ統一文案で
③記者会見の検討 ④県教委、警察との連携
⑤窓口の一本化

8 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上のいじめが発覚した際、速やかに対応するとともに学校単独で対応することが困難と判断した場合には、学校設置者等と相談しながら対応を図るとともに、必要に応じて所轄警察署に相談する。
- (2) プロバイダーへの誹謗・中傷の削除依頼については、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。ただし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に支援を求める。
- (3) 学校における情報モラル教育、家庭への啓発を進める。長期休業中に入る前に、保護者・生徒向けに、注意喚起を記した心得を配布し防止に努める。

9 「いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価

- (1) 「いじめ防止基本方針」は、ホームページやその他の機会を利用して公表する。
- (2) 年度毎に点検見直しをする。